

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護士高井千尋の上告趣意について。

所論は判例違反を主張するも、引用の大審院判例は売却代金に対する横領罪の成否に関するものであつて本件に適切でない。のみならず『横領罪は、他人の物を保管する者が、他人の権利を排除してほしいままにこれを処分すれば、それによつて成立する』ものであることは、当裁判所の判例とするところであるから（昭和二十三年（れ）九三〇号同二四年六月二九日大法廷判決、集三卷七号一一三五頁参照）、所論は採用できない。なお、記録を調べても本件につき刑訴四―一条を適用すべき事由は認められない。

よつて刑訴四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三十一年二月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	本	村	善	太	郎
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	小	林	俊		三
裁判官	垂	水	克		己